

# 令和7年第9回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和7年9月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和7年第9回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和7年9月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和7年9月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和7年9月25日 午前10時20分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数7名 欠席数1名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	×	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	×		谷口 憲三	
会議録署名委員	5番	鶴丸 千尋		7番	櫻木 孝二		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	日程第1 議案第35号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第4 議案第38号 非農地証明願による証明について						
	日程第5 議案第39号 農地あっせん委員の選任について						

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

木佐貫委員、谷口委員より欠席届が提出されています。出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 7 年第 9 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5 番鶴丸委員と 7 番櫻木委員にお願いいたします。ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権による賃借権の合意解約が 4 件 10 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをしていただけますようお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 35 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 1 件あります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 1 議案 35 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転が 2 件であります。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 2 ページをご覧ください。

所有権移転の 52 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に 53 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 2 議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 3 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は資料 3 ページにあるとおり、〇〇の代表役員である〇〇さんから転用申請がなされておりますが、本件については令和 6 年第 12 回定例総会において農用地区域からの除外について審議がなされており、その際に現地調査及び報告を行っておりますので、今審議では内容の説明を省略させていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

松留立美委員

はい。

議長（大村）  
松留立美委員

この件は、前回売買が済んで、名義が変わったのではないですか。

事務局（出水）

松留委員の質問にお答えします。

昨年11月に審議をおこなった後に、〇〇さんの前の方がお亡くなりになりまして、相続をされてからの申請になりました。当時と持主の方が変わっております。

議長（大村）

松留立美委員、よろしいですか。

松留立美委員

はい。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第3議案第37号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第38号非農地証明願いによる証明について議題といたします。

今回は、申請が1件あり、現地調査を行っております。

資料5ページの〇〇さんおよび〇〇さんからの申請につきまして、現地調査の報告を松留立美委員にお願いいたします。

それでは報告させていただきます。

令和7年9月16日火曜日に非農地証明にかかる現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として申請人である〇〇さん、〇〇さんの代理人である行政書士の〇〇さんが出席されました。

申請地は現在登記上の地目は畑となっており、農地とされていますが、現地を確認したところ、既に20年以上農地としての耕作がされておらず、復元することも非常に難しいと判断されることから、非農地として判断することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第4議案第38号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

次に、日程第5議案第39号の農地のあっせん委員の選任について議題いたします。

今回は売買を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思

（「事務局一任の声あり」）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。  
資料 6 ページをお開きください。

申請地は資料 6 ページの左下にある通り、新川西の烏帽子田に所在する農地となっており、2 筆とも農用地区域内農地となっています。

申請人は令和 6 年 6 月に今回の申請地を含めた自身所有の農地 5 筆について売買の農地あっせん申請を提出しており、同月の総会において櫻木委員と松元委員があっせん委員に選任されております。

その後、申請地の他の農地は売買が成立しており、申請地についても〇〇農園と令和 7 年 3 月より 10 年間の賃借権の利用権設定が成立しておりますが、申請人が農地の処分を希望しているため、今回改めて売買のあっせん申請が提出されております。

なお、今回のあっせん申請に関して農地の賃借権の解約の希望はなく、農地の借人である〇〇農園には事前にお伝えしてあります。

また申請地の農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

選任されたあっせん委員が、あっせん活動を行う際には、資料 6 ページの右下に申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、農地の最適化を進めるためにも優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

また〇〇さんは、農地の事については〇〇さんに委任しているとの事でしたので、あっせんについての情報については、〇〇さんにお伝えしていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

松元委員

はい、よろしいですか。

議長（大村）

松元委員

松元委員

去年 7 月ぐらいだったですかね、色々な人にあたったのですが、道路が通っていて、高土手、1 メートル 50 センチぐらいあるような。大型機械を持っていても厳しいですよ。それに見てのとおり土地の形が悪いので、誰もが敬遠しています。湿田でもあるので、大変な場所です。あっせんを進めましたが難儀を買うようなものだと言われました。中々厳しいです。誰に声をかけていいか分からないです。

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましても、前回と同じく櫻木委員と松元委員を指名いたします。委員長を櫻木委員にお願いしたいと思えます。

また、本議案は、10月15日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして日程第5議案第39号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

※10月現地調査：15日（水）

定例総会：10月24日（金）

申請締切：9月30日（火）※10月定例総会分

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和7年第9回定例総会を閉会いたします。